

報酬等及び給与等の支給の基準の変更について

報酬等及び給与等の支給の基準に関する以下の規程について、別紙のとおり変更したい。

- 継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程(別紙1)

(関連改正 倫理規程(別紙2))

継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程の変更（案）

継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程（平成19年規程第4号）の一部を次のとおり改正する。

平成30年 4月 日改正
理事長 高橋 則広

新	旧
<p>(目的等) 第1条 略</p> <p>2 継続雇用職員の勤務及び給与に関しては、この規程のほか、<u>就業規則、職員給与規程（平成18年規程第9号）及び人事評価制度実施規程（平成19年規程第6号）</u>を準用する。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(本俸月額) 第5条 継続雇用職員の本俸月額は、その職務の内容に応じた次表に掲げる額とする。ただし、この本俸月額が適当でない特別な事情がある場合は、<u>一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)</u> 別表第一行政職俸給表（一）の職務の級8級の適用を受ける再任用職員の俸給月額を超えない範囲で本俸月額を別に定めることができる。<u>なお、継続雇用職員の職務及び本俸月額は、定年により退職した日における職務及び本俸月額を超えないものとする。</u></p>	<p>(目的等) 第1条 略</p> <p>2 継続雇用職員の勤務及び給与に関しては、この規程のほか、<u>就業規則及び職員給与規程（平成18年規程第9号）</u>を準用する。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(本俸月額) 第5条 継続雇用職員の本俸月額は、その職務の内容に応じた次表に掲げる額とする。ただし、この本俸月額が適当でない特別な事情がある場合は、別に定めることができる。</p>

継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程の変更（案）

新				旧			
継続雇用職員本俸表				継続雇用職員本俸表			
区分	常勤職員	非常勤職員		区分	常勤職員	非常勤職員	
		週4日	週3日			週4日	週3日
4号職員	348,800円	279,000円	209,200円	1号職員	280,300円	224,200円	168,200円
3号職員	316,500円	253,200円	189,900円	2号職員	230,700円	184,600円	138,400円
2号職員	280,300円	224,200円	168,200円				
1号職員	230,700円	184,600円	138,400円				
<p>2 前項表中に定める区分の基準となるべき職務は、次の各号による。</p> <p>(1) 4号職員 職員給与規程第4条に規定する職員本俸表（以下「職員本俸表」という。）における4等級に相当する職務であって困難な業務を所掌する企画役に相当する職務</p> <p>(2) 3号職員 職員本俸表における4等級に相当する職務であって企画役に相当する職務</p> <p>(3) 2号職員 職員本俸表における3等級に相当する職務</p> <p>(4) 1号職員 職員本俸表における2等級以下に相当する職務</p>				<p>2 前項表中に定める区分の基準となるべき職務は、次の各号による。</p> <p>(1) 1号職員 職員給与規程第4条に規定する職員本俸表（以下「職員本俸表」という。）における3等級以上に相当する職務</p> <p>(2) 2号職員 職員本俸表における2等級以下に相当する職務</p>			

継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程の変更（案）

新	旧														
<p>(諸手当) 第6条 継続雇用職員については、次に掲げる手当を支給する。 <u>(1) 役職手当（3号職員、4号職員及び前条第1項ただし書きを適用する職員（以下「管理職員」という。）に限る。）</u> <u>(2) 調整手当</u> <u>(3) 時間外勤務手当（1号職員及び2号職員（以下「その他職員」という。）に限る。）</u> <u>(4) 管理職員特別勤務手当（管理職員に限る。）</u> <u>(5) 通勤手当</u> <u>(6) 特別手当</u></p> <p>(役職手当) 第6条の2 前条第1号の役職手当の月額は、次表に掲げる額とする。なお、第5条第1項ただし書きを適用する職員の役職手当の月額は、4号職員と同額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">常勤職員</th> <th colspan="2">非常勤職員</th> </tr> <tr> <th>週4日</th> <th>週3日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4号職員</td> <td>40,100円</td> <td>32,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>3号職員</td> <td>38,600円</td> <td>30,800円</td> <td>23,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	常勤職員	非常勤職員		週4日	週3日	4号職員	40,100円	32,000円	24,000円	3号職員	38,600円	30,800円	23,100円	<p>(諸手当) 第6条 継続雇用職員については、次に掲げる手当を支給する。 <u>(1) 調整手当</u> <u>(2) 通勤手当</u> <u>(3) 時間外勤務手当</u> <u>(4) 特別手当</u></p>
区分			常勤職員	非常勤職員											
	週4日	週3日													
4号職員	40,100円	32,000円	24,000円												
3号職員	38,600円	30,800円	23,100円												

継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程の変更（案）

新	旧
<p><u>(管理職員特別勤務手当)</u> <u>第6条の3 管理職員の管理職員特別勤務手当の支給に関しては、職員給与規程第18条の規定に準ずるものとする。</u> <u>2 前項の場合において、管理職員特別勤務手当の額は、職員給与規程第9条第1項第3号に規定する役職手当の支給を受ける職員と同額とする。</u></p> <p>(特別手当) 第7条 継続雇用職員の特別手当の支給に関しては、職員給与規程第21条（第5項及び第9項の規定を除く。）の規定に準ずるものとする。 <u>2 前項の場合において、期末手当の額及び奨励手当の額は、期末手当基礎額及び奨励手当基礎額にそれぞれ国家公務員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第8条～第10条 略</p>	<p>(特別手当) 第7条 継続雇用職員の特別手当の支給に関しては、職員給与規程第21条（第4項、第5項及び第9項の規定を除く。）の規定に準ずるものとする。 <u>2 継続雇用職員の職員給与規程第21条第3項に規定する別に定める割合は、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の80とし、同条第7項に規定する別に定める割合は、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45とする。</u></p> <p>第8条～第10条 略</p>

附 則（平30.4. ）

(施行期日)

1 この改正は、平成30年5月1日から施行する。

(在職者に係る経過措置)

2 施行日の前日において継続雇用職員である者の本俸月額及び役職手当については、改正後の継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程第5条第1項及び第6条の2の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。

倫理規程の変更（案）

倫理規程（平成18年規程第15号）の一部を次のとおり改正する。

平成30年 4月 日改正
理事長 高橋 則広

新	旧
<p>第1条～第9条 略</p> <p>（役員等の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 役員、<u>参与並びに職員給与規程（平成18年規程第9号）第9条第1項及び継続雇用職員の勤務及び給与に関する規程（平成19年規程第4号）第6条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員（以下「特定役職員等」という。）</u>は、その管理し、又は監督する役員等がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。</p> <p>第11条～第20条 略</p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p>（役員等の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 役員、<u>参与及び職員給与規程（平成18年規程第9号）第9条第1項の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員（以下「特定役職員等」という。）</u>は、その管理し、又は監督する役員等がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。</p> <p>第11条～第20条 略</p>

附 則（平30.4. ）
（施行期日）
この改正は、平成30年5月1日から施行する。

報酬等及び給与等の支給の基準の変更について

変更趣旨・ 内容

今後、当法人における継続雇用職員の増加が見込まれることを踏まえ、職員数に限りのある当法人において、継続雇用職員の持つ能力、経験を十分に活かし、組織への貢献を可能とするため、非管理職に限定している継続雇用職員の職務を管理職まで幅を広げるよう給与等の見直しを行う。

1. 本俸月額体系の見直し（第5条関係）

給与体系については、これまで課長代理相当職を最上位職とした2クラス制としていたが、企画役に相当する職務に就くことが可能となるよう、職務の困難度に応じた2クラスを設けて4クラス制とする。

なお、新設するクラスの本俸月額については、国家公務員の再任用職員において相当する職務の年収が同等となるよう設定する。（次頁参照）

2. 特別な事情における対応（第5条ただし書き）

4号職員を超える格付けに対応できるよう、第5条第1項ただし書きは、引き続き規定することとし、「特別な事情」の適用を限定するため、その上限を国の8級相当までとすることを規定に追加する。

3. 役職手当等の追加（第6条関係）

企画役相当職の設定に伴い、諸手当に役職手当及び管理職員特別勤務手当を加える。

4. 人事評価制度の導入（第1条関係）

これまで、継続雇用職員については、人事評価制度を適用していなかったが、一般の職員と同様に人事評価制度（実績評価・能力評価）を導入する。

5. 倫理規程の改正

管理職相当の継続雇用職員を設けることに関連して、倫理規程を改正する。

施行日

平成30年5月1日

報酬等及び給与等の支給の基準の変更について

【国家公務員の再任用職員(常勤)の給与】

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準職務	係員	主任	係長	係長(困難)	補佐	補佐(困難)	室長	室長(困難)	課長(重要)	課長(特に重要)
俸給月額	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000
年収	3,300,468	3,789,168	4,593,529	4,982,550	5,377,833	5,894,135	7,436,090	8,182,320	9,683,010	11,451,366

※年収は、本府省勤務として推計

【GPIFの継続雇用職員(常勤)の給与】

(単位:円)

	1号職員	2号職員	3号職員	4号職員
職務	主事以下	課長代理	企画役	企画役(困難)
本俸月額	230,700	280,300	316,500	348,800
年収	3,496,949	4,248,786	5,375,851	5,893,449



特別な事情がある場合は、国の8級の俸給月額を超えない範囲で本俸月額を別に定めることができる。

現行

新規追加分